

第6次

# 基山町行政改革大綱



平成30年3月

基山町

## 目次

1. はじめに .....	1
2. 基山町行政改革大綱の策定経緯 .....	1
3. 基山町の現状と将来の見通し .....	1
(1) 人口の推移と推計 .....	1
(2) 財政状況 .....	5
4. 行政改革推進のための取組の構成 .....	6
5. 行政改革推進のための取組内容 .....	7
(1) 人口増対策 .....	7
(2) 持続可能な財政運営の実現 .....	8
(3) 行政サービスの向上 .....	9
(4) 効率的・効果的行政運営の確立 .....	10
(5) 協働のまちづくりの推進 .....	10
(6) 行政運営に係る透明性の向上、積極的な情報発信 .....	11
6. 今後の行政改革の推進体制 .....	11

## 1. はじめに

現在本町は、従来の公共サービスの提供に加えて、人口減少、高齢化社会の進行、行政ニーズの多様化などの社会情勢の変化により生じた諸課題や、地方分権・権限移譲などにより生じた新たな業務について、迅速で適切な対応が求められています。このことから、厳しい財政状況下においても引き続き質の高い公共サービスを実現するためには、今まで以上に効率的・効果的な行政運営が必要となり、より一層の行政改革を推進していく必要があります。

このため、将来に渡って持続可能な自治体運営を継続し、町民生活に必要不可欠な公共サービスを効果的に提供するため、行政改革の推進に向けて「第6次基山町行政改革大綱」を策定します。

## 2. 基山町行政改革大綱の策定経緯

本町では、これまでに昭和61年5月に「第1次行政改革大綱」、平成8年5月に「第2次行政改革大綱」、平成13年7月に「第3次行政改革大綱」、平成18年4月に「第4次行政改革大綱」、平成24年6月に「第5次行政改革大綱」を策定し、行政改革の推進に取り組んできました。

今回、これまでの行政改革の流れを継承し、さらなる効率的・効果的な行政運営を推し進めるため、平成30年度からの5年間を計画期間とする「第6次行政改革大綱」を策定することとし、平成29年8月に民間の委員8名からなる「基山町行政改革懇談会」を設置しました。この懇談会において、約3か月にわたり行政改革の推進について調査・審議をいただき、11月には、審議の結果を提案書にまとめた「第6次基山町行政改革大綱への提案」を提出していただきました。

これを受け、町長を本部長とする「基山町行政改革推進本部」により、この提案書を基礎として検討し、項目の追加などを行い、この度本大綱を決定いたしました。

## 3. 基山町の現状と将来の見通し

### (1) 人口の推移と推計

本町の総人口（国勢調査）は、平成12年に19,176人に達した後、緩やかに減少しており、平成27年には17,501人となっています。年齢別にみると、0～14歳人口（年少人口）は平成7年の3,883人をピークに、平成27年には2,149人にまで減少してい

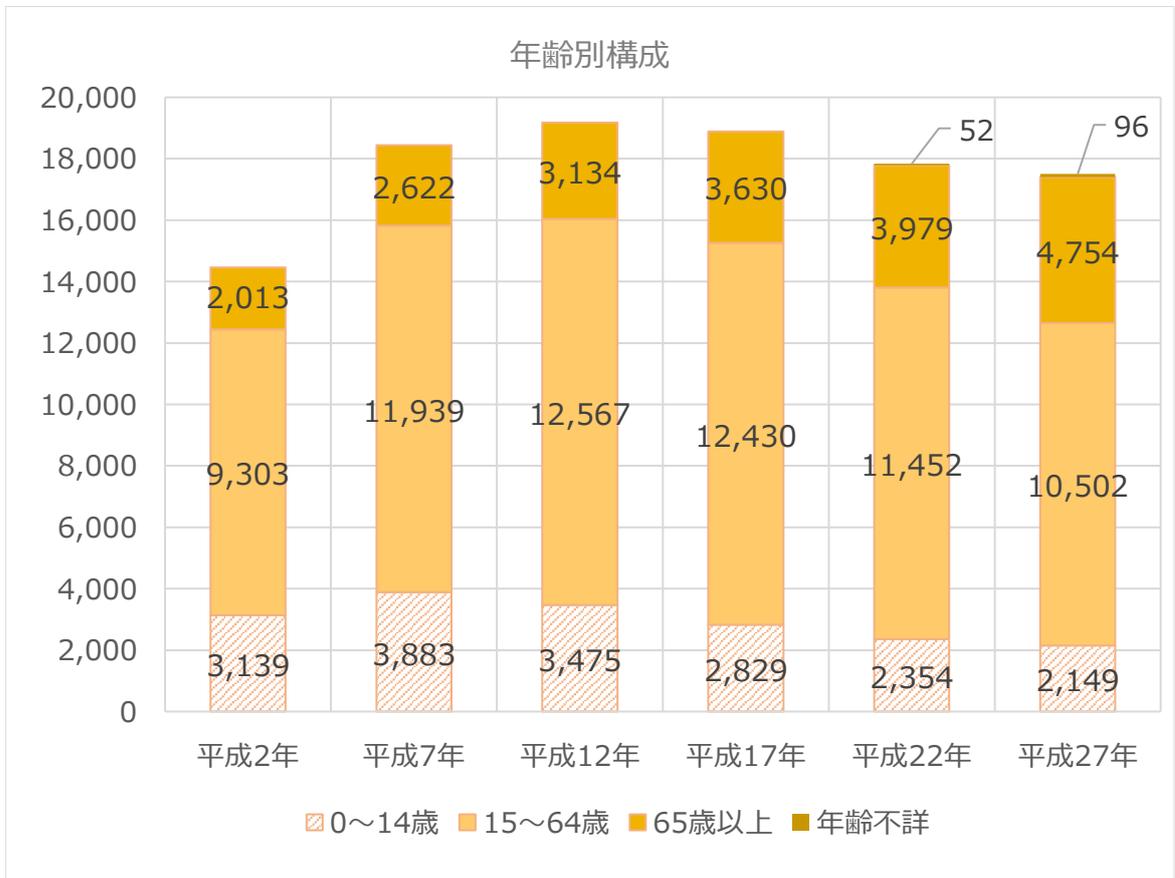
ます。反対に、65歳以上人口（高齢者人口）については増加の一途をたどっており、平成7年の2,622人から平成27年には4,754人に増加しています。

○基山町人口の推移

(単位：人)

調査年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	14,455	18,444	19,176	18,889	17,837	17,501
0～14歳人口	3,139	3,883	3,475	2,829	2,354	2,149
15～64歳人口	9,303	11,939	12,567	12,430	11,452	10,502
65歳以上人口	2,013	2,622	3,134	3,630	3,979	4,754
年齢不詳	0	0	0	0	52	96

(参考：国勢調査)

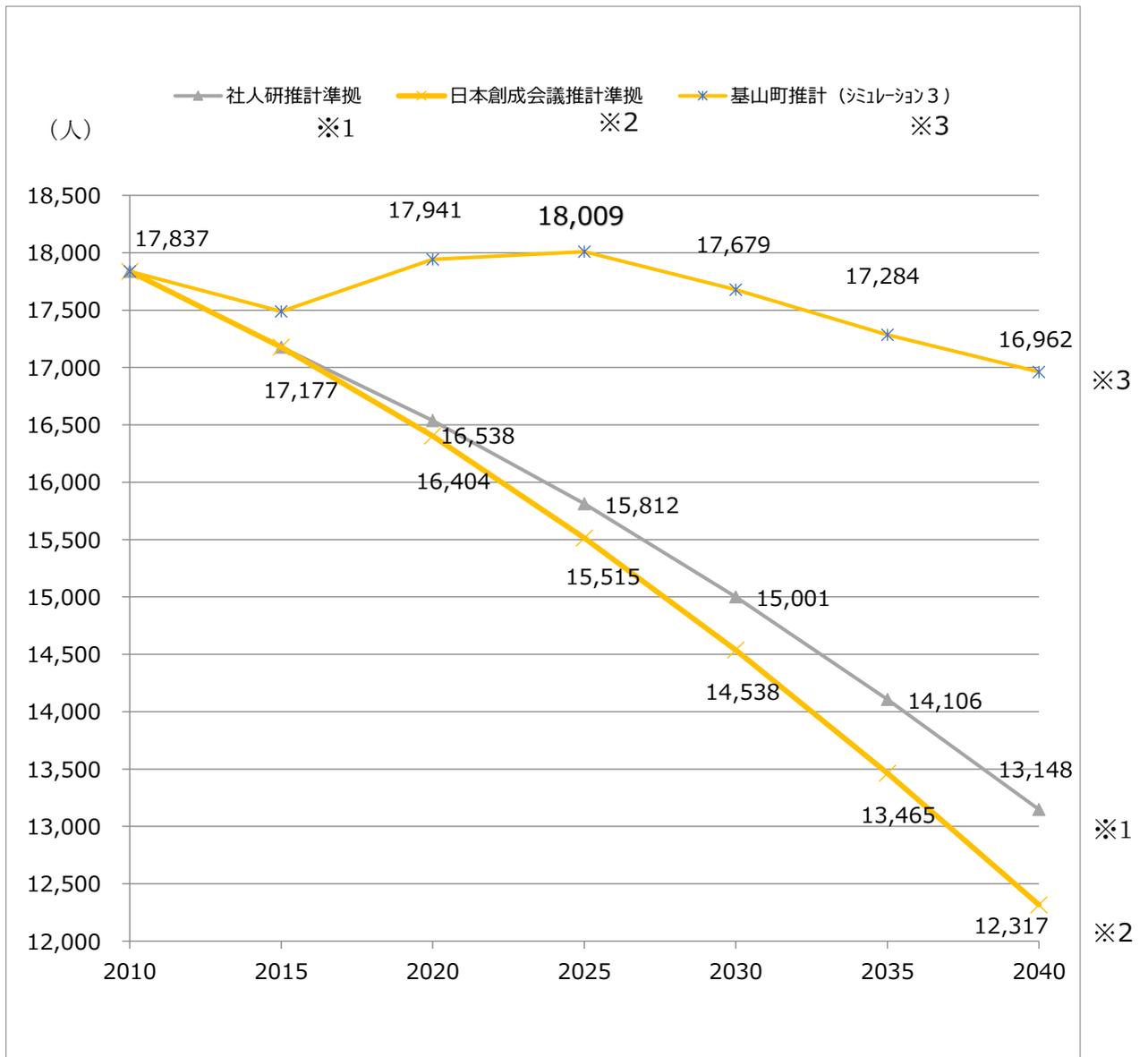


次に将来の人口推計としては、平成 27 年 10 月に策定した「基山町人口ビジョン」において、平成 52 年（2040 年）の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）推計準拠（※1）では、13,148 人に、東京圏への人口集中が続くと予測している日本創生会議推計準拠（※2）では、12,317 人に減少するとしています。

また、本町の合計特殊出生率が全国平均や県平均を大きく下回り低い水準であることや、地域間の人口移動では転入を転出が上回っている状況等があることから、人口問題に対応する施策を実施し、出生率の向上による自然動態の改善と、移住・定住人口の増加による社会動態の改善を行い平成 37 年（2025 年）に定住人口 18,000 人となる努力目標（※3）を掲げています。

推計パターン等の概要	
社人研推計準拠 ※ 1	全国の移動率が、今後一定程度縮小すると仮定した推計 【一般的に統計等に用いられる人口推計】
日本創成会議準拠 ※ 2	全国の移動数が、2010 から 2015 年の推計値と概ね同水準でそれ以降も推移すると仮定した推計 【消滅可能都市として 896 の都市を公表した人口推計】
基山町推計 努力目標人口 ※ 3	合計特殊出生率が 2020 年に 1.38、2030 年に 1.77、2040 年に 2.07 まで上昇し、かつ社人研推計準拠をベースに人口移動が 2040 年までにゼロに収束すると仮定し、これをベースに、住宅施策、空き家対策等人口増施策を行うと仮定した推計

○基山町の将来人口推計



参考：「基山町人口ビジョン」国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」、基山町住民基本台帳情報、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部提供資料を基に基山町作成

## (2) 財政状況

### ・直近の決算概要（一般会計）

平成 28 年度決算では、歳入においては、町税は前年度に比べ 28,660 千円減少し 2,384,480 千円となり、率としては 1.2%の減となっています。また、地方交付税も前年度に比べ 31,269 千円減少し 1,088,003 千円となり、率としては 2.8%の減となっています。このように主たる一般財源の減少傾向があり、これまでに増して自主財源の確保が重要になっています。

一方、歳出においては、義務的経費である扶助費は、子育て支援や高齢福祉、障害福祉などの増進に伴い恒常的な増加傾向にあります。歳出決算額としては、前年度に比べ 1.5%増の 6,535,524 千円となっていますが、町債の繰上償還 104,936 千円を除けば、前年度に比べ 0.1%の減となっています。

### ・負債の状況

直近 5 年の町債残高、基金残高及び負債額の状況は、下表のようにほぼ横ばいの状況となっています。今後、学校校舎大規模改造、保育所建設、町営住宅建設など投資的事業に伴い負債額は 40 億円台を推移していくと考えられます。

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
町債残高	6,136	5,972	5,915	6,208	5,974
基金残高	2,415	2,397	2,102	2,064	2,159
負債額	△3,721	△3,575	△3,813	△4,144	△3,815

基金残高：財政調整基金、減債基金、特定目的基金の合計（地方財政状況調査より）

### ・財政指標

財政構造の弾力性を判断する「経常収支比率（※1）」は、平成 28 年度は 91.5 となっており依然として高い水準となっています。財政力指数（※2）については、平成 28 年度は 0.685 となっており、平成 24 年度の 0.660 と比較してもほぼ横ばい状況にあります。また、実質公債費率（※3）については、平成 28 年度は 12.0 となっており、平成 24 年度の 15.4 と比較して改善傾向にあります。今後の投資的事業に伴う公債費の増加が考えられますので、比率は上昇していくと推測されます。なお、将来負担比率（※4）については、平成 28 年度は算出されませんでした。今後の町債残高の増加や基金の残高減少などにより比率は上昇していくと推測されます。

(比率単位：%)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
経常収支比率	92.9	90.9	92.6	88.2	91.5
財政力指数	0.660	0.665	0.673	0.680	0.685
実質公債費率	15.4	15.3	14.4	13.1	12.0
将来負担比率	20.2	5.0	14.6	24.2	-

※1 経常収支比率 財政構造の弾力を測定する比率として使われている指標です。この比率が低いほど新たな行政需要に弾力性があることになります。

※2 財政力指数 地方公共団体の財政力を示す指数として用いられます。財政力指数が「1」に近く、あるいは「1」を超えるほど財政力が強いとされています。

※3 実質公債費比率 収入に対する実質的な町債返還額等の債務の割合を示す比率です。実質公債費比率が25%を超えると早期健全化団体、35%を超えると財政健全化団体に指定されます。また、18%を超えると国や県の許可がなければ町債を借り入れることができません。

※4 将来負担比率 一般会計が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、負債が将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。将来負担比率350%が早期健全化基準となっています。

#### 4. 行政改革推進のための取組の構成

第6次行政改革大綱における行政改革推進のための取組は、次の6つの基本項目により構成されています。

基本項目	主な取組内容
(1) 人口増対策	①都市計画区域の変更による開発可能区域の確保 ②移住促進に係るPR推進 ③空家対策による移住定住促進 ④企業誘致による雇用確保、定住促進 ⑤子育て支援による移住、定住促進

<p>(2) 持続可能な 財政運営の実現</p>	<p>① 税収入等の確保 ② 自主財源の確保 ③ 事業実施時における国庫補助制度等の積極的活用 ④ 中長期財政計画の随時見直し、適正管理 ⑤ 基山町公共施設等総合管理計画の随時見直し、 適正管理 ⑥ 補助金等に関する支出の適正化 ⑦ 各保険に係る給付の適正化</p>
<p>(3) 行政サービスの 向上</p>	<p>① 窓口業務のサービス向上 ② 高齢者福祉の推進 ③ 子育て支援の推進 ④ 多文化共生社会の推進 ⑤ 地域公共交通の利便性の向上 ⑥ 安全な交通基盤の確保</p>
<p>(4) 効率的・効果的 行政運営の確立</p>	<p>① 課・係等の組織の適正化 ② 職員数及び職員配置の適正化 ③ 人材の確保及び育成強化 ④ 民間機能の活用 (指定管理者活用、PPP/PFI 手法の導入等) ⑤ 広域行政の推進</p>
<p>(5) 協働のまちづくり の推進</p>	<p>① 地域組織、NPO 等による協働によるまちづくり活動の促進 ② 協働の手法による適切な町民ニーズの把握</p>
<p>(6) 行政運営に係る 透明性の向上、 積極的な情報発信</p>	<p>① 情報公開の推進 ② 情報発信の推進 (町ホームページの改修等) ③ 事業評価の確立</p>

## 5. 行政改革推進のための取組内容

### (1) 人口増対策

少子高齢化の急激な進展による生産年齢人口の減少は、税収の減少と社会保障費の増大により町の財政に大きな影響を及ぼすことになるため、人口増対策について、次の手法により取り組めます。

(主な取組内容)

- ① 都市計画区域の変更による開発可能区域の確保  
市街化区域内の土地利用の現況を踏まえ、人口及びそれに必要な土地利用に関する需要の適切な見通しを検討し、地区計画等を活用して住宅開発を促す環境整備に努めます。
- ② 移住促進に係る PR 推進  
都市部の居住者などをターゲットにし、町の各種の移住政策等を積極的に PR して、移住促進に繋がります。
- ③ 空家対策による移住定住促進  
空家状況調査等を実施し、空家状況の把握を行います。また、空家に関する情報を活用し、移住や定住に繋がる施策を実施します。
- ④ 企業誘致による雇用確保、定住促進
- ⑤ 子育て支援による移住、定住促進  
子育て世代をターゲットにした子育て支援策に積極的に取り組み、町の魅力向上に繋がることにより、移住や定住を促進します。

(2) 持続可能な財政運営の実現

厳しい財政事情が続く中、町民生活に必要な公共サービスを継続的に提供するため、確実な収入や自主財源の確保、支出の適正化、財政の健全化等について、次の手法により取り組みます。

(主な取組内容)

- ① 税収入等の確保  
各種税等の徴収率の向上のため各種取り組みを行います。
- ② 自主財源の確保  
ふるさと納税（企業版含む）の活用、公共施設・用地等の有効活用、有料広告の活用などに積極的に取り組み収入増に努めます。また、保育料、給食費、町営住宅家賃等の未納について適切に徴収等に取り組みます。
- ③ 事業実施時における国庫補助制度等の積極的活用
- ④ 中長期財政計画（※）の随時見直し、適正管理  
国・県の動向を注視しながら、単年度収支を分析し、「中長期財政計画」の随時見直しを行い、中長期的に持続可能な財政基盤の確立を目指します。

※中長期財政計画 中長期的な財政推計を行い、将来の財政収支の見通しによって財政面の課題を明確にすることにより、今後の健全な財政運営の確保や予算編成の指針とするための計画です。計画期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間となっています。

⑤ 基山町公共施設等総合管理計画（※）の随時見直し、適正管理

基山町の公共施設全般についての維持・管理計画である基山町公共施設等総合管理計画について、状況の変化に合わせての随時見直しや、執行管理等を適切に行います。

※基山町公共施設等総合管理計画 町が維持管理している公共施設等の現状を調査・把握し、その結果をデータベース化するとともに、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等による財政負担の軽減及び平準化を検討することで、公共施設等の最適な利活用を目的とした基本的な方針を定めた計画です。計画期間は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 57 年度（2045 年度）までとなっています。

⑥ 補助金等に関する支出の適正化

補助金検討委員会等を開催し、補助金・助成金等の支出についての検討を行い、支出の適正化に繋がります。

⑦ 各保険に係る給付の適正化

国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等の各保険につき、予防事業の推進を図るなどし、医療費の適正化に努めます。

(3) 行政サービスの向上

町民生活に必要な不可欠な公共サービスを向上させるため、次の手法により取り組みます。

(主な取組内容)

① 窓口業務のサービス向上

庁舎の窓口業務全般の利便性向上や各種証明に係るコンビニ交付の利用推進、図書館祝日開館の推進など、町民が利用しやすい環境の構築を図ります。

② 高齢者福祉の推進

高齢者が健康や生活に不安がなく、元気に生きがいを持って生活できるように各種の支援を行います。

③ 子育て支援の推進

子育て中の町民への支援を推進し、安心して子どもを産み育てることのできる環境の構築を図ります。

④ 多文化共生社会の推進

基山町多文化共生推進プランの策定や多文化共生推進会議の設置、外国人居住者などの生活上必要な日本語修得支援などを通じて、多文化共生社会の推進を図ります。

⑤ 地域公共交通の利便性の向上

コミュニティバスなどの地域公共交通について、利用者の利便性向上を図ります。

⑥ 安全な交通基盤の確保

(4) 効率的・効果的行政運営の確立

限られた財源の中で、行政運営について最大限の効果を得るため、業務実施能力の高い組織体制確立や職員育成、業務効率の改善、民間機能の活用による業務効果、効率の向上などについて、次の手法により取り組みます。

(主な取組内容)

① 課・係等の組織の適正化

② 職員数及び職員配置の適正化

③ 人材の確保及び育成強化

④ 民間機能の活用（指定管理者活用、PPP/PFI 手法の導入等）

指定管理者制度や、PFI による地域優良賃貸住宅（※）建設など民間機能を活用して、効果的な事業実施や施設管理を図ります。

※地域優良賃貸住宅 高齢者世帯、子育て世帯などに対する居住環境の良好な賃貸住宅を供給するため、賃貸住宅の整備等の費用や家賃の減額に対する助成が国から行われる制度です。本町においては、子育て・若者世帯の定住促進住宅の建設を計画しています。

⑤ 広域行政の推進

隣接市町との広域事務組合等により、ゴミ処理、上下水道、介護、消防等に関する各行政サービスを単独実施よりも効果的、安定的に提供します。

(5) 協働のまちづくりの推進

直営事業に比べて高い事業効果が得られる、各種団体によるまちづくり事業の推進のため、協働のまちづくりの基本理念を活かした、町民の町政への参加や各種団体の活動促進、町民ニーズの把握などについて、次の手法により取り組みます。

(主な取組内容)

① 地域組織、NPO 等による協働によるまちづくり活動の促進

各種まちづくり団体や地域コミュニティー等と連携し、防犯活動、防災活動、男女共同参画推進事業、地域の公民館活動活性化などのまちづくり活動の推進を図ります。

② 協働の手法による適切な町民ニーズの把握

町民提案や協働化事業の提案などのまちづくり基本条例の各種制度により、町民ニーズの把握を適切に行っていきます。

(6) 行政運営に係る透明性の向上、積極的な情報発信

「知ること」による町民の納得感の醸成や町民満足度の向上を図るため、透明性の確保や、事業効果の評価確認、積極的な情報発信による広報効果の向上などについて、次の手法により取り組みます。

(主な取組内容)

① 情報公開の推進

② 情報発信の推進

広報紙、町ホームページ、フェイスブック、メールマガジンなどの複数の媒体を利用し、それぞれの利点を活かす形で、町の情報発信を積極的に行います。また、町ホームページを改修し、分かりやすいページで構成されたシステムの構築を図ります。

③ 事業評価の確立

各種事業に関する事業内容と効果の評価を実施、公表することにより納得感の醸成や町民満足度の向上を図ります。

## 6. 今後の行政改革の推進体制

第6次行政改革大綱の計画期間は、平成30年度から平成34年度の5年間と定めています。

今後、行政改革の着実な推進のため、町長を本部長とする基山町行政改革推進本部を開催し、本大綱の6つの基本項目や取組内容に基づいて、具体的な方法や実施期間等を定めた、行政改革実施計画を策定します。そして、この実施計画に基づき平成31～35年度の各年度ごとに、前年度の達成状況や成果等を検証していきます。

また、行政改革の実施状況や成果等については、積極的に公表を行い、町民の理解を得ながら行政改革の推進を図っていきます。

(今後の行政改革の流れ)

